

参考資料

関連法律等

朝霞市地域福祉計画推進委員会条例

朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱

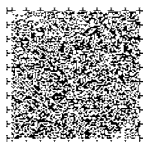
朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿

本計画の策定経過

本計画の策定体制

市民懇談会及びパブリック・コメントの結果と対応方針

用語説明



関連法律等

社会福祉法（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉活動計画策定指針概要（抜粋）（平成15年11月全国社会福祉協議会）

○地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

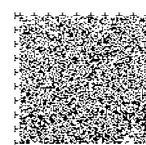
○その内容は、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」である。

地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて（抜粋）（平成29年12月全国社会福祉協議会）

「計画策定ガイドライン」の改定等を踏まえた地域福祉活動計画等の策定・改定

○各社協においては、地域福祉支援計画及び地域福祉活動計画等の策定過程やその内容を一部共有化するなど、行政と社協の協働による計画づくりの実施・検討も含めて、自治体での地域福祉支援計画の検討スケジュール等を把握しつつ、各社協における計画策定・改定のスケジュール及びプロセスについて検討してください。

○地域福祉活動計画等の策定・改定にあたっての行政との調整・協議等においては、行政の庁内連携体制を促進する視点で社協からアプローチすることも必要です。社協での計画の検討体制の構築にあたって、社協内の「丸ごと」化を意識した取り組みを図る好機ととらえることが重要です。



再犯の防止等の推進に関する法律

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にある事を踏まえ、犯罪をしたもの等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

(国等の責務)

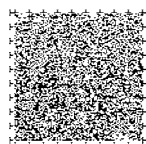
第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



朝霞市地域福祉計画推進委員会条例

（目的）

第1条 この条例は、朝霞市地域福祉計画推進委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく朝霞市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、朝霞市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）計画の策定又は変更に関すること。
- （2）計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

（組織）

第4条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）地域福祉に関する活動を行う者
- （3）市民団体の代表者
- （4）公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

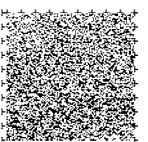
2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところに



よる。

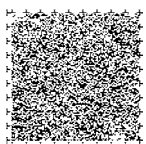
4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉相談課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。



朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が策定する朝霞市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、朝霞市が策定する朝霞市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）と内容の一部を共有し、さらには福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込むなどの連携を図ることが期待されている。このような状況を踏まえ、活動計画の策定及び推進に関し必要な事項を福祉計画と一体的に調査審議するため、朝霞市地域福祉計画推進委員会条例（平成25年条例第8号。以下「条例」という。）に基づき設置される朝霞市地域福祉計画推進委員会の理解を得て、同様の構成員による朝霞市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 活動計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 活動計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、活動計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、条例第4条の規定により、市長から委嘱された者を充て、本会の会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長及び副委員長は、条例第5条の規定により選定された者が兼ねるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝金及び費用弁償)

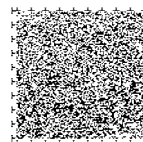
第6条 謝金及び費用弁償は、支給しない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉推進課において処理する。

(雑則)

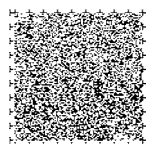
第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、条例の例による。



朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿

No.	区 分	所属機関・団体等	氏 名
1	学識経験者	東洋大学	◎山 本 美 香
2		立教大学	丸 山 晃
3	地域福祉に関する活動を行う者	NPO法人障害者も地域で共に・ コーヒータイム	坂 本 惇
4		社会福祉法人常盤会（大山保育園）	池 田 玉 季
5		地域包括支援センター（つつじの郷）	新 坂 康 夫
6		認定・埼玉県指定NPO法人 メイあさかセンター	尾 池 富美子
7		溝沼第二町内会	浅 川 俊 夫
8		サロン・おたっしゅくらぶ	横 田 暁 子
9		社会福祉法人朝霞地区福祉会 （みつばすみれ学園）	坂 本 政 英
10	市民団体の代表者	朝霞市子ども会連合会	○渡 邊 俊 夫
11		朝霞市民生委員児童委員協議会	橋 本 芳 博 （～R1.11.30）
			土 佐 隆 子 （R1.12.1～）
12		朝霞市自治会連合会	本 橋 輝 男 （～R2.7.20）
			深 津 廣 良 （R2.7.21～）
13		朝霞地区シルバー人材センター	細 沼 栄 （～R2.3.31）
			木 村 宏 （R2.4.1～）
14		朝霞地区保護司会朝霞支部	須 田 忠 夫
15	朝霞地区医師会	濱 野 公 成	
16	公募市民	—	渡 邊 孝 一
17		—	栗 原 美 紀
18		—	湯 越 伸 枝

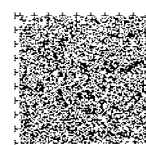
◎委員長 ○副委員長



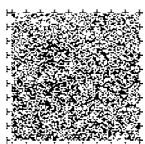
本計画の策定経過

※「推進委員会」は、「朝霞市地域福祉計画推進委員会」と「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」を合同で開催しているものです。

開催日	事項	主な内容
令和元(2019)年 7月5日(金)	令和元年度 第1回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画策定に向けて ・第4期朝霞市地域福祉計画及び第4期地域福祉活動計画策定方針(案)について
8月2日(金)	令和元年度 第2回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る市民アンケート素案について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る若者アンケート素案について ・ワークショップ「地域共生社会の実現に向けて」
9月5日(木)～ 10月11日(金)	アンケート調査 ・市民アンケート ・若者アンケート	・18歳以上の市民、18歳以上29歳以下の若者を対象に、アンケート調査を実施
11月12日(火)	令和元年度 第3回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る福祉専門職アンケート実施(案)について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る関係団体アンケート実施(案)について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る地域懇談会実施(案)について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る住民に身近な圏域等について
11月20日(水)～ 12月13日(金)	アンケート調査 ・団体アンケート	・市内に組織されている福祉関係団体等を対象に、アンケート調査を実施
11月27日(水)～ 12月20日(金)	アンケート調査 ・専門職アンケート	・市内で福祉・医療・介護または教育・保育機関などの方を対象に、アンケート調査を実施



開催日	事項	主な内容
12月12日(木)	地域懇談会	・ワークショップ形式の懇談会を実施
12月13日(金)		
12月14日(土)		
12月16日(月)		
12月18日(水)		
12月19日(木)		
令和2(2020)年 1月14日(火)	アンケート調査 ・団体ヒアリング	・団体アンケート調査票に回答のうち参加を希望した団体にヒアリング調査を実施
2月18日(火)	令和元年度 第4回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定にかかるアンケート調査結果について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定にかかるヒアリング調査結果について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定にかかる地域懇談会実施結果について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定にかかる住民に身近な圏域について
8月6日(木)	令和2年度 第1回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画骨子(案)について
10月27日(火)	令和2年度 第2回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画(素案)について
11月6日(金)	令和2年度 第3回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画(素案)について
12月10日(木)～ 令和3(2021)年 1月8日(金)	パブリック・コメント	・市民を対象に、素案に対する意見公募を実施
12月12日(土)	市民懇談会	・市民を対象に計画の概要を説明 ・素案に対する意見聴取
12月14日(月)～ 12月28日(月)	職員コメント	・職員を対象に、素案に対する意見募集を実施
令和3(2021)年 1月29日(金)	令和2年度 第4回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画(案)について

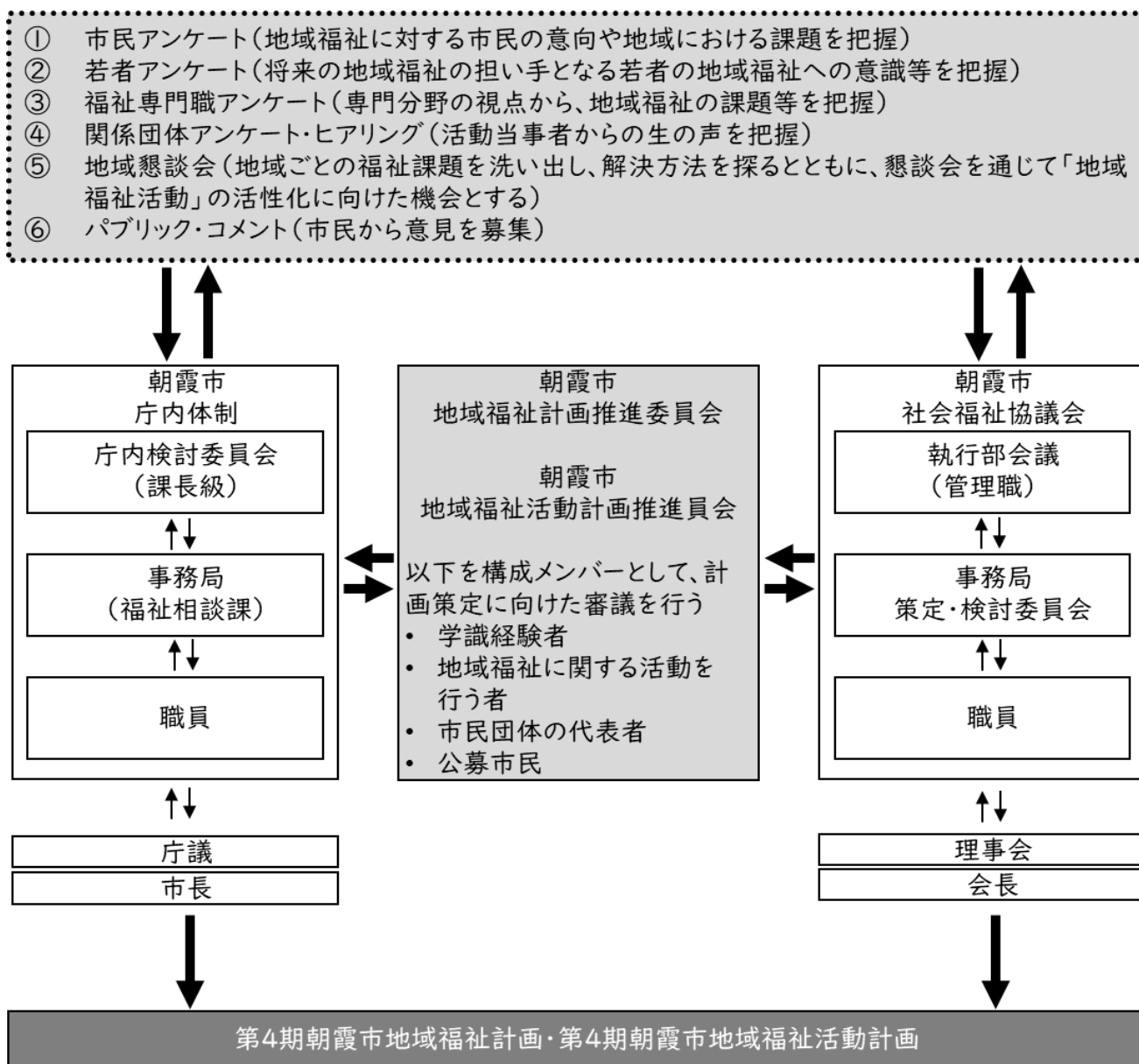


本計画の策定体制

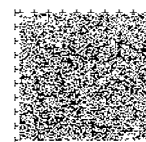
本計画の策定にあたっては、福祉関係者、学識経験者、公募市民から構成される「朝霞市地域福祉計画推進委員会」及び「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」において内容の審議を行いました。

また、市民、若者、福祉専門職を対象に実施したアンケート調査や、関係団体ヒアリングの実施、地域懇談会、パブリック・コメントの実施等を通じ、広く市民、関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。

■計画の策定体制



※ ・・・は、市民参加による策定のプロセス



市民懇談会及びパブリック・コメントの結果と対応方針

1 市民懇談会の実施概要

① 内容	第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画（素案）について概要を説明後、市民の皆様からのご意見を伺うため、懇談会を実施しました。
② 日時	令和2（2020）年12月12日（土）10:00～11:30
③ 場所	朝霞市コミュニティセンター
④ 参加人数	11人
⑤ 意見数	4件（パブリック・コメントとして取り扱い）

2 パブリック・コメントの実施概要

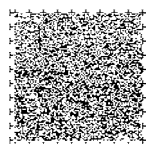
① 内容	第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画（素案）に対して、市民の皆様からのご意見を伺うため、パブリック・コメント（市民意見公募）を実施しました。
② 意見募集期間	令和2（2020）年12月10日（木）～令和3（2021）年1月8日（金）
③ 意見提出対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所、事業所を有する方（法人含む）、この計画に利害関係を有する方
④ 公表資料	第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画（素案）
⑤ 提出意見数	17件

3 職員コメントの実施概要

① 内容	第4期朝霞市地域福祉計画（素案）に対して、職員からの意見を伺うため、職員コメントを実施しました。
② 意見募集期間	令和2（2020）年12月14日（月）～令和2（2020）年12月28日（月）
③ 意見提出対象者	職員
④ 公表資料	第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画（素案）
⑤ 提出意見数	2件

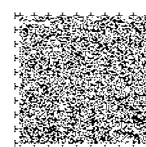
4 意見に対する対応方針

ご意見の内容を整理検討した結果、計画案を一部修正しました。計画案へ反映されなかったご意見についても、今後の参考意見として十分に踏まえながら、計画の実進を進めてまいります。

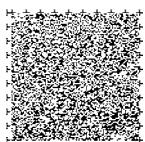


用語説明

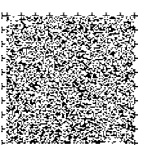
	用 語	内 容
あ	ICT	英語の information and community technology の略で、情報通信技術のこと。また、情報機器を利用してコミュニケーションを取ること。
	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、積極的に働きかけて支援する方法。
	青色防犯パトロールカー	青色灯を点灯し、主に学校や公共施設、住宅街などをパトロールし、防犯につとめるもの。
	アセスメント	サービス利用者が何を求めているかを正しく知るために、聞き取りや本人を取り巻く環境等から情報を集約すること。ケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。
	インターネット	世界規模のコンピュータネットワーク。通信回線を介し世界各地の個人や組織のコンピュータがつながっている。
	SNS	英語の social networking service の略で、登録された利用者同士が交流できる web サイトの会員制サービスのこと。
	NPO	英語の Non Profit Organization の略で、直訳すると「利益を配分しない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。そのうち、特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）に基づく法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）という。
	おとどけ講座	市の情報や身近な情報などを、市民の学習の場へ届ける制度のこと。
か	オレンジカフェ	認知症の人やその家族、地域住民が定期的集まり、交流を重ね、認知症になっても安心して暮らせる地域社会を目指すカフェ形式の集いの場。
	介護保険	平成 12 年 4 月から開始された、40 歳以上の人加入する保険制度。介護を必要とする状態になった場合に、適切な負担で自分にあった介護サービスを選択、利用しながら、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、社会全体で支え合う制度。
	介護保険法	40 歳以上の人から保険料を徴収し、公的な保険医療や福祉サービスを提供するための法律。平成 9 年 12 月成立。



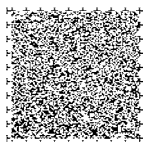
	用 語	内 容
か	介護予防	要介護状態となるのを防いだり、要介護状態の人が重度化するのを防ぎ、改善を図ること。
	虐待	高齢者、障害のある人、子どもなど、自分の保護下にある人に対し、日常的に身体的、精神的な圧迫や過度な制限を加えること。直接的な暴力をはじめ介護放棄、育児放棄、食事を与えない、金銭的な自由を奪うといった嫌がらせや無視など、多様な形態がみられる。
	協働	共通の目的を実現するために、それぞれ自らの果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場でお互いの特性や能力を活かしながら、連携・協力すること。
	緊急通報システム	65 歳以上の一人暮らし高齢者で慢性的な心臓疾患等のある人、または身体障害者手帳 1・2 級を所持している一人暮らしの人が利用できる、緊急ボタンを押すことで消防署に緊急通報され、救急隊員が駆け付ける通報システムのこと。
	グループホーム	地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において認知症高齢者、知的障害のある人・精神障害のある人が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。
	ケアプラン	介護サービス計画。介護保険で受けられるサービスの内容や日時などが有効に使えるように立てた計画のこと。
	ケースワーカー	精神的・肉体的・社会的な面で何らかの支援を必要とする人の相談相手となって、解決指導に当たる人のこと。
	権利擁護	判断能力が不十分な人で、家族や親族等の援助する人がいない等、ひとりで生活していくには不安のある人に対して、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭管理、書類等預かり等、安心して日常生活を送れるよう支援を行うこと。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年が、実社会の中で一般社会の一員として、健全で安定した生活を送ることができるよう、必要な指導と援護を行い、その再犯を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動のこと。
	更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。



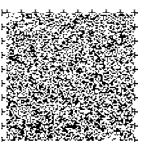
	用 語	内 容
か	交流拠点	自治会・町内会、子ども会等、近所付き合いを深めるためのきっかけとして気軽に集える場所のこと。
	高齢者安心見守り通報システム	65 歳以上の一人暮らし高齢者で慢性的な疾患等のない人を対象に、緊急ボタンを押すことで消防署に緊急通報され、救急隊員が駆け付ける通報システムのこと。自己負担あり(月額500円)
	心のバリアフリー	高齢者、障害のある人等の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に協力するなど、精神面での障壁を取り払うこと。
	子育て支援センター	市内 8 か所にあり、子育て中の保護者に対し、育児相談や子育てに関する情報提供を積極的に行っている。
	子ども食堂	地域の子どもや保護者を対象に無料または低価格で食事や居場所を提供するコミュニティのこと。主に NPO 法人や地域住民によって運営されている。
	コミュニティ活動	人と人が互いに交流を深めるための活動のこと。
	コミュニティ ソーシャルワーカー (CSW)	地域において生活上の課題を抱える個人や世帯等に対し、見守りや課題の発見、相談援助など、そのような人たちが地域の中から孤立しないように必要なサービスや関係者、専門機関へのつなぎなどの中心的な役割を担う人や機関のこと。地域の多様な生活課題に向けての新たな支援の仕組みづくりなども行う専門職。
さ	災害ボランティアセンター	日ごろから地域で各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、地域特性を踏まえた独自の事業を行い、地元の自治会・町内会、ボランティア団体等との密接した連携を保っている社会福祉協議会が、災害時に、ボランティア活動に関わっている人や NPO、行政と協働で災害ボランティアセンターの設置・運営を行うこと。
	埼玉県障害者雇用総合サポートセンター	埼玉県が設置し、障害者の雇用開拓、企業支援、職場定着支援を一体的に運営し、企業の障害者雇用を支援している機関。
	サロン	高齢者や子育て世代等の集い・通いの場。地域住民が主体となって運営を行い、身近な地域での孤立を防ぐなど、様々な交流の機会となる活動。
	自主防災組織	地震等の大規模災害に備え、自治会・町内会単位で、いざという時の役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施等を行う、地域ぐるみで防災活動に当たる組織。



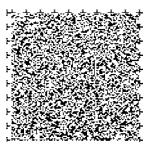
	用 語	内 容
さ	自治会・町内会	ある区域に住む人たちが、住民同士の自由な意志によって結成されている、親睦や住民自治のために作る団体。
	児童相談	保護者だけではなく、子ども自身、地域住民から子どもや家庭の問題について受ける相談のこと。
	市民活動支援ステーション	NPO などの市民活動を支援するため、団体活動の PR のためのポスター掲示や、市民活動に関する資料を配布できるほか、参加や運営のご相談に応じる施設。
	市民後見人	認知症や障害などで判断能力が不十分になった本人に代わって、紛争性の少ない日常的な金銭管理などを行う、一定の知識・態度を身に付けた一般市民の成年後見人。
	社会資源	利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度、施設、機関、設備、資金、物質、法律、情報、集団、個人の有する知識や技術等を総称している。
	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人のこと。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする法務省主唱の運動のこと。
	障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、養護者などから虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した場合の通報、届け出をはじめ、虐待の防止、保護、相談等を行うとともに、支援、その他啓発活動等を実施するため設置される組織。
	障害者相談支援センター	障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるような社会実現を目指し、ニーズに応じたサービス等利用計画や、就労や日中活動についての相談支援活動を行う機関のこと。
	ショートステイ	短期入所生活介護のことで、高齢者が特別養護老人ホームやショートステイ専門施設等に短期間入所する介護保険サービスのこと。
	自立支援	対象者の主体性や意向を尊重しながら、就労促進などの自立に向けて行う様々な相談・支援のこと。



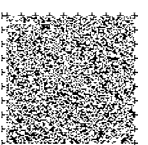
	用 語	内 容
さ	人権擁護委員	人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した啓発活動を行っている。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。
	生活圏域	ふだんの暮らしの中で、住民が行動する範囲。
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
	生活困窮者自立支援法	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。平成 27 年 4 月施行。
	生活支援	配食、外出支援等、高齢者や障害のある人が、在宅で自立した生活ができるように行う支援。
	生活支援コーディネーター	支援を必要としている高齢者と地域で活動しているボランティアを結びつけたり、各生活圏域の協議体の活動を支援したりする専門職。
	生活福祉資金	生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯等に対し、生活費等の必要な資金の貸付け等を行うもの。都道府県社会福祉協議会を実施主体とし、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施する。
	生活ホーム	自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情などによってそれができない身体障害のある人又は知的障害のある人が、居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な指導・援助を受けられる施設のこと。
	生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長すること。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。



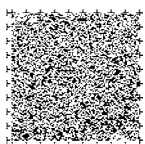
	用 語	内 容
さ	精神保健福祉士	平成9年12月に成立した精神保健福祉士法に基づく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門職の国家資格。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。
	成年後見制度	判断能力の不十分な認知症高齢者や障害のある人等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。
	総合相談窓口	対象を限らず、ワンストップで相談を受け、必要に応じて関係部署につなぐ役割を果たす窓口。
た	第2層協議体	地域住民が主体となって、“自分たちでできる範囲内”の住民同士の助け合いの仕組みや、つながりづくりの方法等について検討をしている集まりのこと。協議体は、市内5つの地域に設置しており、地域包括支援センターに設置している生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協力し、地域の課題などを解決するため、各地域の特性に応じた取組等を検討している。
	多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きること。
	地域医療	病院などの医療機関での治療やケアの枠組みにとらわれず、地域住民が安心して暮らすことができるよう、地域住民の健康を支える医療体制のこと。
	地域活動支援センター	障がいのある人等が通い、地域の実情に応じて創作活動や生産活動の機会を提供するなど、障害のある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした施設。
	地域懇談会	自治会・町内会や子ども会、PTA、民生委員、市民活動団体、事業者、大学生等、様々な方が参加し、地域の課題や魅力について懇談する会。
	地域包括ケアシステム	医療、介護、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援等、地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者をサポートする地域の包括的な支援・サービス提供体制。



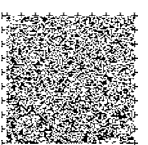
	用 語	内 容
た	地域包括支援センター	介護保険法により設置され、地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する中核機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援をはじめ、「地域ケア会議」の開催等を行う。
	地域防災アドバイザー	災害に強いまちづくりを目指し、地域の防災力向上と減災のために活動し、地元の自治会や自主防災組織及び避難所運営等に対し、助言や運営の協力を行っていく人たちのこと。
	地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的に、総合的かつ計画的な対策を定める計画。
	Twitter	小鳥のさえずり、おしゃべりの意。日本ではつぶやきと意識される。インターネット上で、不特定多数の人に向けて140文字以内の文（ツイート）を発信したり、また、ほかの人の投稿を読んだりすることができるサービス。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	英語の Domestic Violence の略で、直訳すると「家庭内暴力」。配偶者や恋人、親子など、親しい関係の人から加えられる暴力。
	デイサービス	通所介護のことで、利用者が日帰りで介護の専門施設に通い、入浴や食事等の日常生活上の支援を受けながら、日常生活で活かせる機能訓練、レクリエーション等を行う介護保険サービス。利用者にとっては、心身機能の維持・回復を目指しながら、家族以外と交流する機会になる。
	出前講座	様々な福祉の情報をメニュー化し、団体からの申請を受け、出張して講座を行う。
な	登録手話通訳者	朝霞市社協に登録されている手話通訳者のこと。病院の診察や市役所での手続き等の際に派遣することができる。
	乳酸飲料配付事業	介護サービスや配食サービス等を利用しておらず、市内に子が在住していない 75 歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、乳酸飲料を直接手渡し、安否確認する事業。
	妊産婦	妊娠中や出産前後の女性。
	認知症	様々な原因で脳の神経細胞が破壊・減少し、生活するうえで支障が出る状態が継続する疾病の総称。



	用 語	内 容
な	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる人のこと。養成講座の受講を通じて、サポーターとなることが可能。
	認知症地域支援推進員	市町村における認知症に関する相談対応や、地域での医療・介護等の連携の推進役。
	ネットワーク	網の目のようなつながりのこと。
は	はあとねっと会議	市内の障害福祉施設間の連携や情報交換を行うことを目的に、社協から声をかけ立ち上げた会議の名称。
	配食サービス	自ら食事の支度をすることが困難な 65 歳以上の単身又は高齢者のみの世帯に食事（昼食）を配達すること。有料。
	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的な障害や、心理的な障壁などを取り除くこと。
	ハローワーク（公共職業安定所）	国が所管する、職業紹介事業を行う機関。職業紹介や就職支援のほか、雇用保険に関する各種手当・助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務等を行う。
	ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。
	避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
	避難行動要支援者台帳	避難行動要支援者のうち、関係機関（市、社協、消防署、包括支援センター、自治会・町内会等）で情報共有すること等に同意の意思を示した人の情報を登録したもの。
	福祉意識	基本的人権を尊重し、他人を思いやり、お互いを助け合おうとする意識。
	福祉関係団体	高齢者や障害のある人、子ども、介助を必要とする人、生活困窮者などへの支援を行う団体。
	福祉教育	小・中学校や一般企業、市民活動団体等に対して、「福祉」を身近に感じてもらう機会となるよう、車いす体験や障害のある人の講演等を通じて誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目的にした教育のこと。



	用 語	内 容
は	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害のある人などを対象に、専門員※1が相談を受けて支援計画等を作成し、安心して生活が送れるように、定期的に生活支援員※2が訪問し、福祉サービスの利用の援助や日常生活上の手続きをお手伝いする有料のサービスのこと。 ※1専門員・・・初期相談から支援計画の作成や見直し、生活支援の調整等、利用者の状況に合わせた支援を行う職員の名称。 ※2生活支援員・・・支援員が作成した支援計画に基づき、具体的な援助を行う人の名称。
	福祉施設	各種の法律により、社会福祉のために作られた施設のこと。職員には、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のほか、非常勤（一部施設は常勤）の医師や看護師、指導員、保育士などがいる。
	福祉タクシー	身体障害のある人の移動をサポートする車両。介護保険の適用がなく、利用者の乗降介助等を行わない。
	福祉避難所	避難所生活を余儀なくされた要配慮者が、介護等の専門的な支援を受けながら避難所生活を送るための施設。
	保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。刑務所等の矯正施設で行われる施設内処遇に対し、社会内処遇と呼ばれる。
	保護司	地域社会の中で、ボランティアとして、犯罪をした人や非行のあった少年の立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う等、更生保護行政の重要な役割を担っている。
	ボランティア活動	誰もが人間らしく豊かに暮らせる社会になるよう、身近なところでできることを金銭的な報酬を期待せずに自ら進んで行う活動のこと。
ま	見守りネットワーク	朝霞警察署と朝霞市社協が結んだ協定のこと。この見守りネットワークの協定により、朝霞警察署から提供される「地域防犯支援情報」を活用した情報提供を行っている。



	用 語	内 容
ま	民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する人のこと。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、様々な地域課題に対応している。
	メール配信サービス	「防災行政無線放送内容」や「災害情報」などの内容について、メールで配信するサービスのこと。
や	YouTube	インターネット上での動画共有サービス。You は「あなた」、「Tube」はブラウン管（テレビ）の意。
	ユニバーサルデザイン	性別、年齢、障害の有無、文化、言語、国籍といった様々な差異を問わず、誰もが利用することができるように施設・製品・情報等を設計（デザイン）すること。
	要介護者	要介護認定者のうち、要介護1から要介護5の人。
	要介護認定者	介護保険からサービスを受ける必要があると判定された人。程度に応じて、要支援1から要介護5まで、7段階の区分がある。
	要支援者	要介護認定者のうち、要支援1及び要支援2の人。
	要配慮者	高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する人、外国人等、災害時に限らず一般に配慮を要する人。
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者等の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報を共有し、連携と協力により適切な対応を行うための機関。
	要約筆記	聴覚障害がある人に対する情報保証手段の一つで、話し手の話の内容をつかみ、文字にして伝えること。
ら	LINE	スマートフォン、携帯電話、パソコン、タブレットで 사용할 ことができる無料のコミュニケーションツールのこと。
	療育手帳	平成3年の厚生労働省事務次官通知「療育手帳の実施」に基づいて、都道府県知事が発行するもの。知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害がある人に対し、埼玉県療育手帳制度要綱に基づき、その障害程度を判定し、県知事が交付するもの。

